

広島県告示第588号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によって、公有水面埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成24年6月25日

土生港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

1 竣功認可年月日

平成24年6月18日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

尾道市久保一丁目15番1号

尾道市

(2) 代表者の氏名

尾道市市長 平 谷 祐 宏

3 埋立区域

(1) 位置

(第2工区)

尾道市因島土生町字江之沖214番3から213番を経て211番に至る間の土地に接する道及び同町字浜床192番11の地先公有水面

(2) 区域

(第2工区)

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点	尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」（北緯34度17分40秒6489，東経133度10分09秒9879，標高20.81m）		
	から119度33分00秒	383.39mの地点	
②の地点	①の地点から	207度48分09秒	1.57mの地点
③の地点	②の地点から	297度48分25秒	79.00mの地点
④の地点	③の地点から	27度44分16秒	0.79mの地点
⑤の地点	④の地点から	115度58分09秒	5.96mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	116度02分17秒	34.51mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	116度43分14秒	9.75mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	119度10分03秒	13.60mの地点

(3) 面積

(第2工区)

132.76平方メートル

- 4 埋立免許の告示の年月日及び番号
平成18年3月24日 広島県告示第324号
(平成18年3月15日付け指令港管第149号で免許)
- 5 法第22条第3項の市町名
尾道市